

本邦に於ける金の歴史に就きて

岩崎講師

金と云ふは太古未開の時代より凡ての國民の切望し來れるもの、何事と云へば金然し金は食し得るもの或着らるるものにあらず、扱、本邦に於て金は如何なる歴史を以て今日に至れるかを説くに先づ、金の概念を得んため金の指環に付き一言せん。

此指環は薩摩の佐志川の砂金にて作りし物にて、重量一匁五分なり、今之を製するに要する鑛石及其労力凡そ次の如し。鑛石中金の含量は百萬分の三より十なり故に假に百萬分の五を含める用ふるとすれば、此指環一個につき金鑛三百貫を要す、是を運搬するに三十貫宛を一駄と見て馬十駄を要し、のみならず一千尺餘の深き地中に梯子を下し、食物は勿論空氣すら缺乏したる、しかも危險極まる豊坑の中に一日八時間の勞働をなして漸く二百貫の鑛石を採掘し得るなり、從つて一個の指環のためには彼等鑛夫は一人一日半を費し元より治金其他指に締めらるるに至るに少くも二三十人の手を経ざるべからず、一個小形の指環が諸子に語る所何ぞ夫れ内容に富める

や。

本邦にて金銀の事を記する文献は實に素盞鳴尊の御代に初まる、日本書紀に素盞鳴尊五十猛の神を帥る新羅國に至りたまひしこと及び「韓鄉の島は金銀あり若使吾兒所御の國に浮寶あらずば佳らじ」と尊の神言ありしことを掲げあり、之を解するもの曰く蓋し朝鮮に金銀あれば宜しく常に往來し以て、國用に資くべきゆへ船材なかるべからずとの意なりと是れ朝鮮に金銀あることを本朝に傳へし始めなり。

其後仲哀天皇のとき「寶國あり其國金銀彩色多し之を榜衾新羅の國と謂ふ」と神の誨ありしことも亦日本書記に見ゆ、是亦朝鮮に金銀あることを傳へしなり、然りと雖ども尙未だ其國より金銀を貢することを聞かず、而して神功皇后のときに至りて朝鮮より金銀を貢すること日本書紀扶桑略記水鏡等に見ゆ、是蓋し本朝に於て金銀を見ることを書き載せたる始めなるべし。

神功皇后三十八年及四十年より金及其他のものを贈ること魏志に見ゆ、應神天皇十四年己月君より金銀を獻す、又推古天皇十三年及皇極天皇元年高麗より金銀を貢せること等日本書紀に見ゆ然れども此時まで本邦に金銀を產せしことを聞かず、然るに神武天皇白鳳三年對馬より銀を貢し次で二十五年の後文武天皇二年初めて對馬をして金を治はしむ、然れども本邦に於けるの產金は實に文武天皇大寶元年使を陸奥に遣はし金を治はしめ同年對馬より金を貢したるを以て開山とす

是れ神武天皇紀元干三百六十一年にして銀の發見に後るゝこと實に二十八年なり。

由來對馬國は金山に乏し、此記事ありて以後又金を產せることを聞かず、當今地質鑛物の學大に開け博旁搜索爬羅剔抉頗る務めたりと雖ども尙未だ金鑛を發見すること能はず、此故に此對馬貢金のことは當時冶金のため彼地に差遣されたる大和國忍海郡人三田首五瀬の詐偽にして實は朝鮮より來りしものならんと世人の疑ふ所なるのみならず續日本紀の註にも斯く戴せたり、然りと雖ども文武天皇の當時には之を以て國家の一大慶事となし五瀬に正六位上を授け元を建てゝ大寶元年とせり。且つ續日本紀中に明文を掲げて之を記せり

聖武天皇能く佛を信じ諸國に國分寺を建て遂に奈良に大佛を作る、費するところ銅四百八十七噸にして金四十三貫五百八十一匁、天皇即ち諸國に令して大に金銅を求む、此時銅は主として攝津國多田鑛山但馬國明延鑛山及長門國長登鑛山其他中國諸鑛山より出でたり、然り而して砂金は實に天平感寶元年陸奥國小田郡より黃金を貢するを初めとす。

時の女帝孝謙天皇喜ぶこと甚し幣を奉じ畿内七道諸社に告げさせ給へり同年四月天平二十一年を改めて天平感寶元年となす。是時之を賀するの歌あり曰く。須賈呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾^{ミチノクヤマコガチハナサク}金花佐久(萬葉集)。以上の所説を以て見れば大寶元年對馬產出の金は全く外國のものにして本邦產にからざりしか又は其量甚僅にして人の注意を惹くに足らざりしと見ゆ。

然るに越へて四十八年天平感寶元年奥州にて金の產出せしことは最確實なるのみならず其量も多かりしと見へ同年二月に初めて金を貢し又同月乙卯陸奥守百濟王敬福黄金九百兩を貢せることを記さる。

世傳に謂ふ、此金を産せし小田郡の地は即ち金華山のある處なりと、然れども金華山が金を産するとは實は名のみにして一塊の金だも出でざるは明かなる事實なり。

精査するに小田郡は實は今日の陸前國遠田郡にして其遺跡今尚存す、而して其金は砂金なりしこと略明かなり、元來同地方の金粒は頗る大にして鹿折金山の如き即ち然り、此の如き金塊なれば太古の人も能く注意し得るのみならず之を採取すること容易なりしならん、此頃產金の饒多なりしことは天平勝寶四年二月令して陸奥國の調庸は多賀以北諸郡をして黃金を輸さしめしことによりて明かなり、又金の價格の低廉なりしことは正丁四人に金壹兩を以て代へしを見らるべし。其後天平勝寶二年には駿河より練金砂金を献じ金の世にあるもの次第に多くなり行き貨幣として使用するもの多かりしも私鑄稍多く人民の迷惑少からざりしかば天平寶字四年（神武天皇紀元一千四百二十年）初めて開基勝寶、太平元寶、及萬年通寶の三種の錢を鑄る、開基勝寶は金錢太平元寶は銀錢にして萬年通寶は銅錢なり、是實に黃金を以て寶貨として通用するの初めなり、此時の金の價は銀の十倍にして金錢一を以て銀錢十に當つ。當時產出したるは砂金なりしや將又山金も亦正安二年已に發見せられたり。

なりしや甚だ不明なりと雖ども多くは砂金なりし事は左の二節を見ても明なり。

承安三年（神武天皇紀元千八百三十三年）後白河法皇書及び染革三十張砂金壹百兩を宋國に送る（大日本史）。

越へて四年、治承四年十一月には左の事ありき。

平重盛砂金千兩南鎌白を祈禱料とす（源平盛衰記）。

又此頃藤原秀衡は毎年砂金四貫七百七十七匁を貢し治承二年には陸奥國氣仙郡より砂金十二貫九百匁を平重盛に送りし事あり、秀衡の孫康衡の亡びてより後は此秀逸なる產地は源賴朝に屬し鎌倉幕府の大なる財源の一となれり、元久二年將軍實朝の時北海道尻内に一大砂金地發見せられ甲斐守荒木大學八百の坑夫を率ゐて彼の地に派遣せられ大金を得たる事あり、佐渡國西三河の砂金も亦正安二年已に發見せられたり。

此頃本邦に產金の饒多なりし事はマルコポーロ Marco Polo の日本 Nippon に關する旅行記の一節を見ても明なり。曰く

日本人は多額の金を有し其源は掘れども盡きず、然れども其王は之を輸出する事を禁せりと、此の如く傳へられたる本邦の豊富は忽必烈の頭脳を刺擊し遂に元軍來寇となり次でコロンブス亞米利加發見の動機となれり、嗚呼昔も今も變らぬは金に對する慾望なる哉。

此後も金の產額は可なりに之れありしと見へ後宇多天皇建治三年（日本紀元千九百三十七年元の主元十四年）即ち宗亡びて廣東陥り端宗舟に遷るの時本邦より商人を元に遣し金を持し銅錢に易へしめたる事あり、其後應永八年五月（日本紀元二千〇六十一年）には義滿亦金を明に贈りたることあり、此の如く金の產額多少之れありしが如きも之を通用したるの法は大抵僅に之が斤兩を秤り寶貨の定形をなすに及ばずして用ひしなり、間ま金錢銀錢等となして用ひしことあれども其數恐らくは寥々たりしなるべし、蓋し往古金銀の用多くは佛具玩器又は馬鞍甲冑刀劍衣服等の飾に供し又賞牌として有功の人興へ又は外國交際の儀物となしたるのみにして民間一般に普通流通せしところの通貨は銅錢にて殆んど用足りしなり、後世に至り銅錢の不足を訴ふるに及びて金銀を多く貨幣に造りて銅錢を助くるに至れり。

應仁の亂後世は益々戰亂の衢となり凡百の事業荒廢に歸せしも軍資に供するため甚しく金鑄を獎勵せり、亨祿元年には今川氏駿河の金山より得たる金を以て貨幣を造り天文年中二十三年の間に武田氏は甲斐信濃の金山より金を探りて金貨百十九貫三百七十匁を造れり、斯くて金銀を多く求めんと欲するの念は實に元龜天正の戰役日夜相踵ぎ之れが軍資を要すること多大なりしどきより初まる、蓋し舊藩時代に於て諸大名が金銀を得んとするの慾望は甚だ大なるものにして殆ど其價を問はざるの有様なりき、何となれば當時の租稅は主に米穀にして米穀は倉廩に溢ることあ

れども之を賣りて金と代ふるの術に乏し、是れ交通の不便に基くと雖ども米穀の輸入は米價を下落せしめ家祿の米穀によりて萬般の生活を支へざるべからざるところの士族の嫌惡を招くべければなり嘗て徳川氏治世の時仙臺より米穀を江戸に輸入せんがため品川沖に碇泊せる帆船ありしが江戸の旗本士族等米價の下落せんとを恐れて其陸揚を許さず、遂に自ら其船を沈むる餘儀なきに至りしことありと云ふ、事情此の如くなるに加ふるに米穀なるものは永年の貯蓄に堪へず、故に軍資其他不時の用として蓄積せんには勢ひ金銀を望むや切なり、况んや戰國の際に於てをや從つて域内の金山の探求は頗る心を勞したりしかば金銀產出の饒多なる實に元龜天正の時に初まる天正十三年（日本紀元二千二百四十五年）秋の初め豊臣氏金五千枚銀三萬枚を大名小名に與ふとあり、此金幾枚と稱するを見れば此の以前已に金貨ありしが如し、蓋し織田氏のときを以て大判の初めとすべし豊太閤の盛時に至り戰亂漸く收まり世上奢侈の增長するに及び金山の發掘盛に行はれたりと見ゆ。

抑古より金銀の事史書に見ふれども天正中に至るまで遂に金銀貨の形狀及沿革を詳知すべからず、初めて大判小判の形態を備へ世に行わるゝに至りしは天正十六年大判金及び小判金を造りしを嚆矢とす。之を天正大判と云ふ、續て文祿四年（本邦紀元二千二百五十五年）に駿河墨判小判金及び武藏墨判小判鑄造せられ慶長四年慶長判造らる。

徳川氏の制判金に二様あり、一を大判と云ひ十兩に値す。他を小判と云ひ其價一兩たり。大判には必後藤光次の手記したる墨字を有し、壹兩以下には刻印にて其價を記す。人若し此墨字を消し去るとときは高き手數料を出して再び光次の手記を請はざるべからず。故に多くは之を真綿に包みて字の消ゆるを防げり。金貨の形は十兩と一兩とは橢圓形なれども二分、一分、二朱等は長方形なり、只一つ慶長二分圓金と稱するものは其形圓形にして今日の金貨と略相似たり、慶長以後種々の金貨鑄造せられたりといへども其形に大差なし、只裏面にある刻印を見て區別するの他なきなり。

徳川家康は大久保石見守の勧めを容れ大に鑛業を獎勵す、其自ら作成したる山例五十三條の如き、實に、今時の鑛業法の萌芽をなしたものなり、就中、金鑛業に關したる部を左に抜適す。

徳川家康の山例五十三條

一、譬ひ名城の下たりとも鏽うち於有之は掘採不苦候。

一、山師金掘師を野武士と號すべし。

一、山師金掘師山法師の儀は國々關所見石一と通りして可相通事。但し見石の儀は、兼て關所に於て、備置、見分させ可通事、備無之は其關所不念たるべし。

一、山師金掘師に於ては山内諸事停止たるものなし、鋪内にては今日ある命ならざればなり。

一、山金、柴金、川金、何方に有之候とも、勝手次第掘採候儀不苦事。

一、山師金掘師人を殺し山内に驅込とも留置、仔細を改め何事も山師金掘の筋明白相立候はゞ留置相勦かせ可申事。

但し主人親殺の科人は一切穩置申間敷其科後日相顯れ遁れがたく候はゝ早速繩を掛け差出可申事。

一、山師金掘師の筋糺は金山師正面、次は銀山師、次に鉛山師、次に銅山師と順列たるべし。

(其他省略)

右の通急度相守可申、若し相背ば山例に可觸もの也。

天正元年癸酉閏五月

家康判

本多中務少輔ヘ

右御山例五十三條の義は家康神君駿州日蔭澤に於て御自身御筆被遊被仰出候事。

鑛業の獎勵右の如くなりしかば有名なる金山も各地に發見せらる、佐渡金山の發見の如き實に重要な事實なり。即ち

慶長六年(二二六一年)佐渡相川に佐渡金山を發見す、當時佐渡金山に於ける出金額是非常に多額なり、尙此年に於て石州銀山より新に砂金を出せし由慶長見聞集に見ゆ。

此の如く前記二鑛山のみならず、全國各地よりも金銀山興り來りしかば大に金銀貨幣を鑄る、

即ち慶長判金是なり。

山ヶ野金山の發見も此時にして、寛永十七年即ち佐渡金山に後のこと三十九年なり。芹ヶ野金山は萬治三年に發見せられ、山ヶ野に後ること二十年、慶長判金製造より年を経ること九十四、是より元祿の初めに至るの間、世は太平にして金の需要も次第に増加せしと雖ども、金の產出は一向に進歩せず、却て減少しつゝあり且つ、五代將軍綱吉は盲信の爲めに庶民を苦しめしのみならず、濫費贅澤甚だ多くして財用足らず、即ち金銀吹替とありて柳澤保明に命じ金には銀を加へ銀には錫又は鉛を加へ、是までの黄金一枚を二枚に又銀も同様となし無理に之を流通せしめんと欲せしも、人皆此命を奉せざりしかば辭を設けて幕府への上納及進呈の金銀は舊貨幣を用ひて之を引き上げり、舊貨一兩は金四匁なりしも新貨は二匁六分の金を含むことなれり、之を元祿判金と云ひ背面に草字の元字の刻印あるを其特性とす。

此元祿判金の引替により幕府の利するところ實に五百萬兩に達せりといふ、然るに此元祿判金は極めて薄く混合物多きため貯藏久しきに堪へず、又通用の際折れ裂け等の事あり、諸人の損亡少からず、よりて元祿の末年之に銀と銅とを多分に配合して其質の硬からん事のみに注意したるがため其質の粗惡なること元祿判金より甚だしく一兩の含金僅に二匁に至る、其判金の背面に乾字の刻印あり故に世人之を乾字判と云ふ、幕府は又此改鑄によりて百二十餘萬兩の利益を得たりと

云ふ。

金貨の粗製に次ぐは寶字銀及寶永大錢等の惡錢發行せられて、贋造に次ぐに贋造を以てし物價騰貴人民の難澁甚しかりしが寶永六年には綱吉薨し、保明停められ家宣次で新政を布くに及び寶永七年幣制を慶長の古に復す、之を正徳判と云ふ、背面に正字あるを以て其特徵とす。

綱吉の次世家宣數年にして薨し繼で家繼早世し中興の主吉宗次で立つに及び、大に農業を勧め新地を築造し穀類の產額増加し其價格年々低落し農民の困苦増進するとともに武家の活計窘感し來り遂に米鹽の資だにも給すること能わざるに至れるものあり、即ち元文元年五月令して正徳享保の良貨幣を新鑄貨幣と引換へたり、之を文字金をいひ、背面に楷書の文字あるを其特徵とす、當時享保新金百兩と文字金百六十五兩とに引換へたりと云ふ。

十一代將軍家齊は最永き間天下を治めし人なり、而して太平の極、人心益々、奢侈に傾き幕府の財用足らず、文政二年(皇紀二四七九)に至り再び貨幣の改鑄を行ふ、之を文政判と云ひ判金の背面に草字の文字あり、其性質元文判に劣り一兩中に純金一匁九分五厘二毛を含む。

次で天保年間に至り幕府内部の腐敗に加ふるに外患數々至り此が防禦の術をも講せざるべからず遂に同八年再び金貨の改鑄を行ふ、此貨幣の背面に保字の刻印あり、故に保字金といふ。殆んど劣悪の極に達し一兩中には純金一匁三分六厘三毛を含むに過ぎず。

安政五年諸外國と通商條約を了す、此際當局者の不注意のために本邦は經濟上大なる不利益を蒙むれり。今其理を左に開陳せん。

此時の通商條約の一條として本邦の一分銀三個を以て外銀一弗に換ふの約あり。然るに當時金銀比價に於て本邦と外國との間には大なる差違ありしことは本邦當局者の豫知せざりしころなりしが、此愚昧なる條約の爲めに大なる不利益を蒙むれり、當時倫敦にて銀一を以て金〇〇六二を得るのみなるも本邦にては銀一を以て〇、一五を得べく殆んど二十三割の利益あるものとす、（此金銀比價は貨幣制度調査會報告による、幕末史五二九頁には彼此の間に三倍の差ありと記せり。今前者に従ふ。）此故に利を好むところの外人等は皆争ふて香港に至り弗銀を船載して本邦に來り一分銀と換へ之を以て判金と交換し、去りて香港にて金を以て銀に換に再び來りて金銀の交易をなす、此の如くして本邦の金は恰も水の低きに向つて流るゝが如く滔々として外國に出で去りたり、此際に於て幕府狼狽の餘り鑄造したるものを安政六年の正字判及び翌萬延元年の萬廷判とす。

正字判一兩の中には一匁三分六厘の金を含めるに翌年のもの急變して判金一兩中に五分を有するに過ぎず。

是豈非常の急變にあらずや。

明治四年に至り萬事維新とともに新壹圓金貨を鑄らる。其壹圓中には三分九厘九毛の金を含む、其後明治三十年金銀比價の變動とともに金貨を改鑄して前者の半額を含ましむ、以上を本邦金に關する歴史の概要となす。

以上陳述するところの金の歴史につきて通覽するに金は不思議にも常に人間渴仰の中心となり或は貨幣として或は裝飾品として又は贈物として常に萬物の首位にあるにあらずや、金は斯の如く人間生活上必要なものなり。

金は以上の如く貴重なるものなるが故に能く之を用ふる時は榮え又之を悪用するときは亡ぶ、初め幕府が慶長判金を鑄るや其質佳良なりしため人皆之を貴重し引ひて幕府の威重を加へしが爾來幕府の歲入增加することなくして反つて支出のみ増すが故に幕府は其缺點を補はんがために屢判金を改鑄して惡質となし無理に此惡質をして良質ともとに流通せしむ、此故に良質は地中に埋藏せられ惡質のみ流通し贋造貨幣日に増し物價の高低甚し、加ふるに安政條約の失敗を以てし、正金の流出あり爲めに怨嗟の聲四方に起り幕府の威嚴次第に落ち遂に倒幕の勢を形成す、即ち徳川氏の勢を失墜せしめたるは一は以て金の悪用にあるなり、金の用法謹まさるべからざらんや。